## 平成26年

# 上尾市教育委員会12月定例会議案資料

### 目 次

=+	_	$\sim$ $\Box$	2 <b>0</b> Z 4/4
議案第	<b>5</b>	87	資料

◆上尾市図書館規則(平成18年上尾市教育委員会規則第8号)新旧対照表----- 1

## 議案第58号資料

#### 上尾市図書館規則(平成18年上尾市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行	改正後(案)	
(所掌事務)	(所掌事務)	
第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。	第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。	
(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条各号に掲げる事項の実施に関すること。	(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条各号に 掲げる事項の実施に関すること。	
(2) 図書館協議会に関すること。	(2) 点字資料及び録音資料の作成及び貸出し並びに宅配サービス(図書館に来館することが困難である者に対し、図書館資料を配送その他の手段で自宅に届ける方法により貸し出し、当該貸し出した図書館資料の返却のため、当該自宅に図書館資料を受け取りに行くサービスをいう。)の実施に関すること。	
(3) 図書館の業務に関する諸団体に関すること。	<u>(3)</u> 図書館協議会に関すること。	
<u>(4)</u> 子どもの読書活動の推進に関すること。	<u>(4)</u> 図書館の業務に関する諸団体に関すること。	
<u>(5)</u> 分館集会室に関すること。	<u>(5)</u> 子どもの読書活動の推進に関すること。	
	<u>(6)</u> 分館集会室に関すること。	